

原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項の規定に基づく特定事象の発生について

平成 23 年 3 月 12 日
東京電力株式会社
福島第一原子力発電所

本日、当社・福島第一原子力発電所 1 号機（沸騰水型、定格出力 46 万キロワット、2 号機および 3 号機（沸騰水型、定格出力 78 万 4 千キロワット）は定格出力一定運転中のところ、午後 2 時 46 分頃に宮城県沖地震により、タービンおよび原子炉が自動停止しました。

上記 3 プラントにおいて、2 系統ある外部電源のうちの 1 系統が故障停止し、外部電源が確保できない状態となり、非常用ディーゼル発電機が自動起動しました。

その後、午後 3 時 41 分、非常用ディーゼル発電機が故障停止し、これにより 1、2 および 3 号機の全ての交流電源が喪失したことから、午後 3 時 42 分に原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づく特定事象が発生したと判断し、第 1 次緊急時態勢を発令するとともに、同項に基づき経済産業大臣、福島県知事、大熊町長および双葉町長ならびに関係行政機関へ通報しました。

今後、非常用ディーゼル発電機が停止した原因等を調査し復旧に取り組んでまいります。

その後、1 号機および 2 号機の非常用炉心冷却装置について、注水流量の確認ができないので、念のため午後 4 時 36 分に、原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項の規定に基づく特定事象が発生したと判断しました。同項に基づき経済産業大臣、福島県知事、大熊町長および双葉町長ならびに関係行政機関へ通報しました。

その後、1 号機については水位監視が回復したことから、原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項を解除しましたが、再度、1 号機について午後 5 時 7 分に、原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項の規定に基づく特定事象（非常用炉心冷却装置注入不能）を適用しました。

（お知らせ済み）

その後、1 号機原子炉格納容器内の圧力が上昇してきています。再度、午前 0 時 49 分、原子力災害対策特別措置法第 15 条第 1 項の規定に基づく特定事象（格納容器圧力異常上昇）が発生したと判断しました。

以 上

（お問い合わせ先）

福島第一原子力発電所
広 報 部
TEL 0240-32-2101（代表）